

(別紙 1)

**令和 7 年度成長分野への参入可能性調査業務委託
参加仕様書**

1 委託業務の名称 令和 7 年度成長分野への参入可能性調査業務委託

2 委託業務の目的

本県の産業は、製造業の割合が全国平均と比べて高く、特に輸送用機械器具や電子部品・デバイス・電子回路の業種に強みがある。しかし、カーボンニュートラル化やEV化の進展等に伴って、今後、既存の産業構造からの転換が求められることから、県内企業に対して、新たに成長が見込まれる産業への参入を促していく必要がある。

そこで、本事業では、今後成長が見込まれる自動車産業のCASE関連分野、宇宙関連分野、ペロブスカイト太陽電池等のエネルギー分野について、各事業領域やサプライチェーン構造等を把握するとともに、県内企業の参入可能性等について調査・検討を行うことを目的とする。

3 委託業務の概要

(1) 委託期間

契約日から令和 7 年 12 月 19 日（金）まで

(2) 委託業務の内容

別添「業務仕様書」のとおり

4 契約上限額 6, 466, 744 円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 参加者資格

ア 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

6 企画提案コンペの実施方法

提案者は下記に定める書類を提出期限までに提出すること。三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和 7 年度成長分野への参入可能性調査業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案者を選定する。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認の申請

(ア) 提出書類

- ① 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）
- ② 「登記簿謄本」、「現在事項証明書」、「履歴事項証明書」、または「代表者事項証明書」の写し
- ③ 役員等に関する事項

(イ) 提出期限 令和7年6月12日（木）17時必着

(ウ) 提出先 三重県雇用経済部新産業振興課

(エ) 提出方法 持参又は郵便、民間事業者による信書便

(オ) 結果通知 令和7年6月20日（金）までに電子メールで通知する。

(2) 企画提案書等の提出

(ア) 提出書類及び部数

- ① 企画提案書 9部
- ② 見積書 9部
- ③ 参考資料 9部

(イ) 提出期間

参加資格確認結果の通知から令和7年6月26日（木）17時まで

(ウ) 提出先 三重県雇用経済部新産業振興課

(エ) 提出方法 持参又は郵便、民間事業者による信書便

(3) 選定のための評価基準

(ア) 企画性・独自性

- ・事業者の特性を活かした独自性が認められるか。
- ・事業の実施に対する独自の工夫が認められるか。

(イ) 的確性

- ・事業目的、仕様書に合致した提案となっているか。
- ・産業、立地など三重県の特徴を踏まえた提案内容となっているか。

(ウ) 専門性（配点×2）

- ・今回調査する分野について高い知見と経験を有しているか。
- ・最新の国内外の社会情勢や技術開発動向、地域性を考慮し、三重県の状況を的確に捉えたうえで、調査検討する能力を有しているか。

(エ) 業務遂行能力（配点×2）

- ・実施方法やスケジュール等は的確で、合理的かつ具体性があるか。
- ・事業の実施体制が明確かつ十分か。
- ・本事業に類似する業務実績があるか。

(オ) 経済性

- ・提案内容及び事業予算額は、費用対効果の観点から効率的か。
- ・見積額及び積算内訳・根拠は適当か。

(4) 第1次審査（書面審査）の実施

提案者が5者を超えた場合、適否評価及び企画提案書等による書類審査を行う。審査の結果は、全ての提案者に速やかに通知する。第1次審査により落選とされた提案は選定対象から除外し、第2次審査は行わない。

(5) 第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提案者によるプレゼンテーションを実施し、最優秀提案者を決定する。プレゼンテーション審査に参加した全ての提案者に速やかに通知する。

(ア) 実施日時 令和7年7月2日(水) 午前(予定)

(イ) 実施場所 三重県津市広明町13番地 三重県庁8階 雇用経済部会議室
(オンライン会議システムでの実施も可とする)

7 質疑応答

本企画提案コンペにかかる質問事項の取扱いについては、下記のとおりとする。

- (1) 質問の受付期間 令和7年6月5日(木) 17時まで
- (2) 質問の方法 ファクシミリまたは電子メールのいずれかの方法で提出すること。
- (3) 質問に対する回答

質問内容に対する回答は、令和7年6月10日(火)までに三重県ホームページの「企画提案コンペ等公告」に掲載する。質問申請の有無にかかわらず、企画提案書等を提出する前に、質問内容に対する回答ページを確認すること。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額がないこと用)(有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの(無料))の写し
- (3) 過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとする。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)
- (4) 契約は、三重県雇用経済部新産業振興課において行う。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

1 1 契約代金の支払い方法及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

1 2 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

1 3 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

1 4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

(2) 県は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

1 5 その他

(1) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 成果物の著作権は県に帰属するものとする。

(3) 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、県の検査後に支払うものとする。

(4) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により罰則があるので留意すること。

1 6 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部新産業振興課ものづくり推進班 担当：服部、新島、源寄、芦田

Tel：059-224-2749 FAX：059-224-2078 E-mail：shinsang@pref.mie.lg.jp